## 〇 換地業務指導等要領 (昭和 62 年 11 月 2 日付け 62 構改 B 第 1167 号農林省構造改善局長通知) 一部改正新旧対照表

	(下線の部分は改正部分
改正後	現行(最終改正:平成23年4月1日付け22農振第2323号農村振興局長通知)
5 都道府県における換地業務の指導 (1) (略) (2) 都道府県は、土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27 農振第2429 号農林水産事務次官依命通知)第4に定める受益農地管理強化対 策を行う都道府県土地改良事業団体連合会との連携を図りつつ、(1) の指導 等を行うものとする。	5 都道府県における換地業務の指導 (1) (略) (2) 都道府県は、水土総合強化推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農 振第2318号農林水産事務次官依命通知)第5に定める土地改良換地等強化事 業を行う都道府県土地改良事業団体連合会との連携を図りつつ、(1) の指導 等を行うものとする。
(別紙様式第4号)	(別紙様式第4号)
<u>平成</u> 年度換地業務実施確認書  ***********************************	<mark>昭和</mark> 年度換地業務実施確認書 都道府県名
事業区分 地 区 名 面 積 換地計画 換地処分  備 考	事業区分 地 区 名 旗 地 計 画 換 地 処 分 流定年月日 登記年月日 備 考
ha	ha
(注) 1 · 2 (略)	(注) 1・2 (略)